

事務局 ひとり親就労チャレンジ事業 宛

所在地 〒

名 称

代表者

印

電話番号

ひとり親就労チャレンジ事業訓練生受入企業申込書

ひとり親就労チャレンジ事業受入企業として登録したいので、本事業実施要綱第7条第1項の規定に基づき申し込みます。

企業の概要	業 種	() ※下記より番号を選択願います。			受入企業番号 :	
	事業内容					
	事業開始時期	年 月頃から				
	従業員数	男	人、	女	人、	計 人
	主な勤務地					
訓練内容	受託希望時期・人数		R / / ~ R / /	人		
	訓練の職種・内容		職種: 内容:			
	訓練日 / 休日 ※特例事業場の場合は訓練を含む 所定労働日も記入すること	訓練日 (特例事業場該当:)		休日		
	週の訓練時間 / 休憩時間 ※特例事業場の場合は訓練を含む 所定労働時間も記入すること	訓練時間 (特例事業場該当:)		休憩時間		
	主として指導する者	役職				
氏名						
担当者所属(部署)				TEL ()		
担当者氏名				FAX ()		
訓練期間の給与・手当	(給与) 時給・その他 円 (~) 円)					
	(手当)					
通所手段(マイカー)	可	・ 不可	駐車場料金 本人負担	有 (円)	・ 無	
ひとり親の採用時に重視していること、求める人材像						
また、ひとり親の生活状況等を踏まえた柔軟な就業上の工夫						

※訓練日は1日8時間、1週間あたり、勤務日数5日を基本にその週の営業日を上限とし、3週間(最大15日)を超えないものとすること。

※企業等所在地の略図を添付すること。

※企業等の名称等の記載については、記名押印又は署名のいずれかによること。

※「受託希望時期・人数」「訓練の職種・内容」欄が不足の場合等は、任意の様式で別添とすることも可。

※企業の業種を下記から選択してください。

①農業・林業 ②漁業 ③鉱業 ④建設 ⑤製造業 ⑥電気・ガス・水道 ⑦情報通信 ⑧運輸・郵便業

⑨卸・小売業 ⑩金融・保険業 ⑪不動産・物品賃貸業 ⑫学術研究・専門、技術サービス業 ⑬宿泊・飲食サービス業

⑭生活関連・娯楽 ⑮教育・学習支援業 ⑯医療・福祉 ⑰複合サービス ⑱サービス業 ⑲その他()

第1-2号様式（第7条関係）

事務局 ひとり親就労チャレンジ事業 宛

ひとり親就労チャレンジ事業 訓練生受入企業等 誓約書

は、ひとり親就労チャレンジ事業に受入企業等として参加するにあたり、下記事項を遵守することを誓います。

記

1. 県内で訓練を行うこと。
2. 対象者の雇用について、労働・社会保険諸法令を遵守すること。
3. 訓練の指導員として適当な従業員がいること。
4. 訓練を行うための設備の余裕があること。
5. 作業内容が訓練生に適していること。
6. 労働基準法（昭和22年法律第49号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に規定する安全、衛生その他の作業条件が整備されていること。
7. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業、同条第11項に定める特定遊興飲食店営業及び同条第13項に定める接客業務受託営業でないこと、その他適切でないと判断される営業でないこと。

反社会的勢力排除

は、下記事項のいずれにも該当する者ではない。また、将来においても該当することはありません。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになります。また、異議は一切申し立てません。また、県が必要と判断した場合には、沖縄県警察本部に照会することについて承諾します。

（1）法人等の（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。

（2）役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。

（3）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

（4）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

（5）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

以上

令和 年 月 日

所在地 〒

名 称

代表者

印

事務局 ひとり親就労チャレンジ事業 宛

所在地 〒

令和 年 月 日

user:
日付は空欄でお願いします。

名 称

代表者

電話番号

印

user:
押印はなしでも構いません。

ひとり親就労チャレンジ事業訓練生受入企業申込書

ひとり親就労チャレンジ事業受入企業として登録したいので、本事業実施要綱第7条第1項の規定に基づき申し込みます。

企業の概要	業 種	() ※下記より番号を選択願います。			受入企業番号 :	
	事業内容					
	事業開始時期	年	月頃から			
	従業員数	男	人、 女	人、	計 人	
	主な勤務地					
訓練内容	受託希望時期・人数	R / / ~ R / / 人				
	訓練の職種・内容	職種: 内容: <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #ffffcc;">訓練内容について 職種や募集期間、人数、勤務日数など詳細が決まっていない場合は、「調整中」とご入力ください。</div>				
	訓練日 / 休日 ※特例事業場の場合は訓練を含む所定労働日も記入すること	訓練日 (特例事業場該当 :)	休日			
	週の訓練時間 / 休憩時間 ※特例事業場の場合は訓練を含む所定労働時間も記入すること	訓練時間 (特例事業場該当 :)	休憩時間			
	主として指導する者	氏名	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #ffffcc;">訓練期間の給与・手当 会社既定の額をご入力ください。</div>			
	担当者所属(部署)			TEL		
担当者氏名			FAX ()			
訓練期間の給与・手当	(給与) 時給・その他 円 (~) 円 (手当)					
通所手段(マイカー)	可	・ 不可	駐車場料金 本人負担	有 () 円	・ 無	
ひとり親の採用時に重視していること、求める人材像						
また、ひとり親の生活状況等を踏まえた柔軟な就業上の工夫						

※訓練日は1日8時間、1週間あたり、勤務日数5日を基本にその週の営業日を上限とし、3週間(最大15日)を超えないものとすること。

※企業等所在地の略図を添付すること。

※企業等の名称等の記載については、記名押印又は署名のいずれかによること。

※「受託希望時期・人数」「訓練の職種・内容」欄が不足の場合等は、任意の様式で別添とすることも可。

※企業の業種を下記から選択してください。

- ①農業・林業 ②漁業 ③鉱業 ④建設 ⑤製造業 ⑥電気・ガス・水道 ⑦情報通信 ⑧運輸・郵便業
- ⑨卸・小売業 ⑩金融・保険業 ⑪不動産・物品貿易業 ⑫学術研究、専門、技術サービス業 ⑬宿泊・飲食サービス業
- ⑭生活関連・娯楽 ⑮教育、学習支援業 ⑯医療・福祉 ⑰複合サービス業 ⑱サービス業 ⑲その他()

事務局 ひとり親就労チャレンジ事業 宛

ひとり親就労チャレンジ事業 訓練生受入企業等 誓約書

企業名は、ひとり親就労チャレンジ事業に受入企業等として参加するにあたり、下記事項を遵守することを誓います。

記

1. 県内で訓練を行うこと。
2. 対象者の雇用について、労働・社会保険諸法令を遵守すること。
3. 訓練の指導員として適当な従業員がいること。
4. 訓練を行うための設備の余裕があること。
5. 作業内容が訓練生に適していること。
6. 労働基準法（昭和22年法律第49号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に規定する安全、衛生その他の作業条件が整備されていること。
7. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業、同条第11項に定める特定遊興飲食店営業及び同条第13項に定める接客業務受託営業でないこと、その他適切でないと判断される営業でないこと。

反社会的勢力排除

企業名は、下記事項のいずれにも該当する者ではない。また、将来においても該当することはありません。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。また、県が必要と判断した場合には、沖縄県警察本部に照会することについて承諾します。

(1) 法人等の（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（當時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。

(2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不當に利用するなどしている。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

以上

令和 年 月 日

所在地 〒

名 称

代表者

印